給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

## 新潟県人事委員会規則第6-1913号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(規則第6-1186号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には 当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削 る。

改正

後

前

(医療職給料表口)

第4条 医療職給料表には、環境局環境対策課、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。

(1)~(10) (略)

(医療職給料表(三))

第5条 医療職給料表には、総務部人事課、保健所、児童相談所、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。

 $(1) \sim (4)$  (略)

(福祉職給料表)

第7条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。

<u>(1)</u> (略)

(2) (略)

<u>(3)</u> (略)

(4) (略)

(5) 女性相談支援センター

(6) (略)

(医療職給料表口)

改

第4条 医療職給料表には、<u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、<u>コロニーにいがた白岩の里</u>はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。

正

(1)~(10) (略)

(医療職給料表三)

第5条 医療職給料表には、総務部人事課、保健所、児童相談所、<u>コロニーにいがた白岩の里、</u>はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。

(1)~(4) (略)

(福祉職給料表)

- 第7条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。
  - (1) コロニーにいがた白岩の里

(2) (略)

(3) (略)

<u>(4)</u> (略)

(5) (略)

(6) 女性福祉相談所

(7) (略)

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。